

杵築市文化体育館ネーミングライツ・パートナー募集要項

1. 募集目的

杵築市では、民間の資金を活用し社会体育施設におけるより一層の施設利用者へのサービス向上及び施設の魅力を高めることを目的として、杵築市文化体育館のネーミングライツ(市が所有する施設等の命名権)を取得するパートナーを募集します。

ネーミングライツのパートナーは、杵築市文化体育館に企業名等の愛称を表示することにより、企業等のPRはもとより、市の施策への経済的な支援を通じた社会貢献を行うことができます。

2. 募集対象施設

- (1) 名称 杵築市文化体育館
- (2) 所在地 杵築市大字本庄 2005 番地

3. 契約の期間

5年間(令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日まで)

4. 募集の金額(ネーミングライツ料)

500万円以上/5年(消費税及び地方消費税込)

【内訳】

令和 8年4月1日～令和 9年3月31日(1年間) 100万円

令和 9年4月1日～令和 10年3月31日(1年間) 100万円

令和 10年4月1日～令和 11年3月31日(1年間) 100万円

令和 11年4月1日～令和 12年3月31日(1年間) 100万円

令和 12年4月1日～令和 13年3月31日(1年間) 100万円

5. 愛称の条件

- ①公共施設にふさわしい「愛称」として、親しみやすさ、呼びやすさ、施設イメージなど、市民の理解が得られる愛称を命名してください。(一部修正をお願いする場合があります。)
- ②他人の著作権、商標権を侵害しないものであることとします。
- ③募集するのは施設の愛称であり、条例上の施設名称を変更するものではありません。
- ④契約期間中における愛称の変更は、原則できません。

6. 愛称の使用開始時期

令和8年4月1日

7. 名称変更に伴う必要経費

ネーミングライツ料以外の費用負担区分は、次の表のとおりとします。

区分	市など	パートナー
敷地内外の看板表示の変更（施設看板や道路標識）		○
新規の看板設置		○
契約期間終了後（解除後）の原状回復		○
市及び指定管理者が作成するパンフレットなどの印刷物、ホームページの表示変更	○	
応募及び契約締結に係る費用		○

※敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議のうえ、変更可能な表示変更とします。また、新規看板等の設置については、設置の可否を含めて協議します。

8. 応募資格

次の要件をすべて満たす者であること。

(1) 法人であること。

① 杵築市内に本社や事業所を有する等、本市と関わりが深い法人であること。

(2) 次に定める事項に該当しないこと。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されている団体

② 本市により指名停止等を受けている団体

③ 国税及び地方税を滞納している団体

④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生又は再生手続きをしている法人（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合は除く。）

⑤ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している団体

⑥ 公序良俗に反する事業を行う団体

⑦ 政治性又は宗教性のある事業を行う団体

⑧ 暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う団体

⑨ その他、本市のネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められる団体

9. 募集方法等

(1) 募集要項の配布

配布場所：杵築市大字本庄 2005 番地 杵築市教育委員会 文化・スポーツ振興課

※杵築市のホームページからもダウンロードできます。

(2) 募集要項に関する質問書の受付

募集要項の内容に関する質問については、杵築市文化体育館ネーミングライツ・パートナー応募に関する質問書（様式第6号）により次のとおり受け付けます。

質問受付期間：令和8年2月16日（月）午後5時まで

提出場所：杵築市大字本庄2005番地 杵築市教育委員会 文化・スポーツ振興課

提出方法：窓口に直接お持ちいただくか、郵送、FAX又は電子メールにて提出してください。（いずれも必着とします。）

※口頭（電話）による質問は受け付けません。電子メールにて提出する場合、メール送付後、届いたことを確認するための電話連絡をしてください。

(3) 回答方法

質問者には、郵送、FAX、電子メールにより個別に回答するほか、杵築市のホームページ内で質問及び回答を原則、公表します。（質問者の氏名等は表示しません。）

(4) 受付期間等

受付期間：令和8年1月26日（月）から令和8年2月18日（水）まで

ただし、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までを受付時間とします。

提出場所：杵築市大字本庄2005番地 杵築市教育委員会 文化・スポーツ振興課

提出方法：窓口に直接お持ちいただくか又は郵送（簡易書留）で行ってください。

※郵送の場合は必着とします。

※FAX・電子メールでの受付はできません。

10. 提出書類

書類名	備考
杵築市文化体育館ネーミングライツ・パートナー応募申請書	様式第1号
応募資格についての誓約書	様式第2号
会社概要（※）	様式第3号
役員等名簿	様式第3号別紙
地域活動や社会貢献等の実績書	様式第4号
暴力団関係者でない旨の誓約書	様式第5号
直近1カ年の決算書及び決算報告書	令和6年度分

税の滞納がないことを証明するもの (直近1ヵ年分の国・県・市税の納税証明書等)	令和6年度分 証明書
定款又は寄附行為の写し	
登記事項証明書(商業登記簿謄本等)	
その他市長が必要と認める書類	

※様式第3号を補足する会社パンフレット等がありましたら、併せてご提出ください。

1 1. ネーミングライツ・パートナーの選考方法

(1) 杵築市文化体育館ネーミングライツ・パートナー選考委員会において、選考基準に基づき総合的な審査を行い、優先交渉権者を決定します。

なお、応募者が1者のみの場合でも、選考委員会において市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうかを審査し、優先交渉権者を決定します。

(2) 選考基準

資格要件を満たしていると判断した応募者を対象に、下記審査項目(審査内容)の採点を行い、審査員の平均点を算出した結果、総合計点が最も高い応募者を優先交渉権者として決定します。

審査項目	審査内容	配点
命名権料 (ネーミングライツ料)	応募金額の妥当性	40点
契約期間	提案期間の妥当性	15点
愛称	親しみやすさ、呼びやすさ 施設のイメージや設置目的との整合性等	15点
経営の安定性	決算報告書等による経営状況、安全性等	10点
社会貢献等	社会貢献等の理念、活動実績、今後の計画等	10点
地域性	市内の事務所・事業所等の有無	10点
合計点		100点

※平均点は、少数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで算出します。

※「愛称」もしくは「経営の安定性」のいずれか又はその両方の平均点が著しく低い場合は失格とします。

(3) 選考結果の通知

選考委員会の結果については、それぞれ応募者全員に文書で通知します。

(4) ネーミングライツ・パートナーの決定（契約の締結）

優先交渉権者の決定後、速やかに協議を行い、市とネーミングライツ・パートナーとの間でネーミングライツに関する契約書を締結します。

なお、契約を締結したネーミングライツ・パートナーは、契約期間満了後、次回の契約の際に優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

(5) ネーミングライツ・パートナーの公表、新名称（愛称）の周知啓発

契約締結後は、企業名や施設の新名称（愛称）、ネーミングライツ料、契約期間等について、市ホームページや市報等により公表するとともに、新名称（愛称）を積極的に使用します。

(6) 契約の解除

契約締結後、ネーミングライツ・パートナーが応募資格を欠くことになった場合又は信用失墜行為等により当該施設等のイメージが損なわれる恐れがある場合、市は契約期間満了前に契約を解除する場合があります。その場合における原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

なお、契約を解除した場合、市は当該年度分の契約金額を返還しません。

1 2. ネーミングライツ開始までのスケジュール

	日程
募集受付期間	令和8年1月26日～令和8年2月18日
選考委員会 (優先交渉権者の決定)	令和8年2月下旬予定
契約締結(パートナーの決定)	令和8年3月上旬予定
ネーミングライツ開始	令和8年4月1日

1 3. その他

本募集要項に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市、応募者及びネーミングライツ・パートナーが誠意をもって協議し定めるものとします。

1 4. 問い合わせ先

杵築市教育委員会 文化・スポーツ振興課（スポーツ振興係）

〒873 - 0014 杵築市大字本庄 2005 番地

TEL : 0978-63-5558 FAX : 0978-63-5559

e-mail : sports@city.kitsuki.lg.jp